

伊丹市福祉対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年伊丹市条例第44号)第2条の規定に基づき、伊丹市福祉対策審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20名以内で組織する。

- 2 審議会は、必要に応じて臨時委員若干名を置くことができる。
- 3 委員および臨時委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 臨時委員は、特別の事項についての調査審議が終了したときに退任するものとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長2人をおく。

- 2 会長および副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序により、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課が行う。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年3月31日規則第19号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成6年3月31日規則第15号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する

付 則(平成17年10月20日規則第63号)

この規則は、平成17年12月5日から施行する。

付 則(平成18年3月30日規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年2月5日から施行する。